
クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

フラッグシップ ガイドライン(仮訳)

このガイドラインの目的は、政策実施委員会がフラッグシッププロジェクトを認定するための枠組みを定め、またタスクフォースがフラッグシップとなりうるような適切なプロジェクトを提案できるようにすることにある。

1. イントロダクション

- 1.1 本ガイドラインは、政策実施委員会(以下「委員会」とする)がクリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(以下「パートナーシップ」とする)のために作成したものである。
- 1.2 本ガイドラインはパートナーシップの以下の文書と併せて読む必要がある:
 - 憲章、2006年1月
 - 作業計画、2006年1月
 - 第一回閣僚会合コミュニケ、2006年1月
 - タスクフォースガイドライン、2006年4月
 - アクションプランガイドライン、2006年4月
- 1.3 アクションプランガイドライン3条9項では以下のことが示されている:
タスクフォースは、委員会が発行したガイダンスと整合性が保たれていれば、自らの裁量で、アクションプランの一部として「旗艦(flagship)」となるプロジェクトおよび活動を提案してもよい。提案された「旗艦」となるプロジェクトまたは活動は、委員会の承認によってのみ認定される。

2. フラッグシップ ポートフォリオ

- 2.1 タスクフォースのプロジェクトや活動のうち、いくつか少数のものをフラッグシップとして指定できる。一般的に、委員会は常に10から15前後のフラッグシッププロジェクトを想定しているが、実際の数は提案されたプロジェクトの性質次第である。
- 2.2 フラッグシップは、パートナーシップのビジョン及び目的を典型的に示す(例証及び実証する)ようなプロジェクト及び活動を集めたポートフォリオを含むものとする。そのためポートフォリオには、パートナーシップが目指す全ての範囲の活動—技術研究と開発、パイロットプロジェクト、実証及び普及活動、能力向上、ベストプラクティスの普及—が含まれるものとする。
- 2.3 フラッグシップポートフォリオにはパートナーシップ全般にわたり政府と産業界、両者の実質的な関与を含まなければならない、活動が自己永続的なものであることを示さなければならない。

- 2.4 フラッグシップポートフォオは、大きな規模で、パートナーシップの目標達成を前進させる成果となるようなものを重点的に取り扱わねばならない。フラッグシップとなるプロジェクトや活動は、それぞれの分野に関して現実的かつ野心的な目標を有していることが期待される。

3. フラッグシップの選定

- 3.1 委員会はタスクフォースにより提案された全てのプロジェクト及び活動、とりわけフラッグシップとして提案されたものを吟味し、上記 2 条で示されている条件に最も合い、また実施にあたり必要な資金が確保されているようなプロジェクトを選定する。
- 3.2 アクションプランに含まれているが、タスクフォースがフラッグシップとして推薦していないプロジェクトでも、委員会のメンバーはフラッグシッププロジェクトや活動として推薦できる。もし委員会が推薦するつもりであれば、委員会はタスクフォースの議長及び共同議長と相談する。委員会はまた、タスクフォースの枠外のプロジェクトや活動もフラッグシップとして提案することができる。
- 3.3 新しいプロジェクトや活動の立ち上げや既存のフラッグシッププロジェクト完了に伴い、委員会はいつでもフラッグシップポートフォオを更新できる。タスクフォースはいつでもそのような更新を提案できる。
- 3.4 ポートフォリオのバランスや代表性を保つため、委員会はタスクフォースがフラッグシップとして提案したプロジェクトや活動をフラッグシップとして選定しないことも決定できる。そのような決定は、当該プロジェクトや活動のメリットが低いということの意味するものではない。ポートフォリオアプローチは、高いメリットを持つプロジェクトや活動であっても、本質的に他のフラッグシップと似ているようなものは選ばれないということの意味する。

4. フラッグシップの周知

- 4.1 フラッグシップとなったプロジェクトや活動は、パートナーシップの活動や目標を広く周知するために利用されることが多い。これには閣僚やメディアによる現地視察を含めてもよい。
- 4.2 タスクフォース及び委員会はフラッグシップを提案及び選定する際、そのように高く注目されるという点を考慮に入れ、プロジェクトや活動の適性を検討しなければならない。
- 4.3 フラッグシッププロジェクトや活動がより広く認知された上で、委員会はタスクフォースがそれらフラッグシップを詳細にモニターし、すべての重大な進展を委員会に報告することを期待する。